

令和7年度とくしまライフデザイン支援事業委託業務
仕様書

1 業務名

令和7年度とくしまライフデザイン支援事業委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

若い世代の価値観の変化や、多様な考え方などにより、結婚、妊娠・出産、仕事といった様々なライフステージにおける選択肢が広がる中、若い世代が、自らの将来について、夢や希望を持って描くことができるよう、多様なライフデザインの在り方を学ぶとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及により、自身の健康管理やライフデザインについて考える機会を提供することを目的とする。

4 業務内容

(1) 業務の企画に関すること

令和7年度とくしまライフデザイン支援事業委託業務（以下「本業務」という。）においては、以下（2）、（3）に定める業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、県と調整した上で実施すること。

ア 職業キャリアと合わせ、結婚や妊娠・出産、子育てなどの人生のライフイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から自らのライフプランを考え、自身の将来について、希望を持って描く機会となる内容とすること。また、学生等が自らのライフプランを考え、作成するような内容も含むこと。

イ 結婚や育児に対する不安を解消し、ポジティブなイメージを持ち、自らの希望する将来像を具体的にイメージするために役立つ情報や機会を提供すること。

ウ 行政機関（国、徳島県及び徳島県内市町村等）の取組や支援状況など、ライフデザインに役立つ情報を若い世代に提供すること。

エ プレコンセプションケアの観点も含め、妊娠・出産に関する正しい知識を普及するとともに、自身が望むライフプランを実現するために健康管理等の行動変容を促すような内容も含むこと。

(2) ライフデザイン講座の実施

企業の若手社員や大学生、高校生等を対象に、将来のライフイベントに対する必要な知識や情報を総合的に取得するための講座を開催する。

なお、若者が気軽に参加できるような将来のライフデザインを視覚的にイメージできるワークショップを講座の中で実施すること。

内容について、参加者間の気づきの共有等を通じて、ライフデザインについて主体的に考える機会が得られるようにすること。また、プレコンセプションケアの観点も含め、今後、企業の若手社員や大学生等がライフデザインを前向きに考えることができる内容とすること。

ア 企業の若手社員等を対象としたライフデザイン講座の開催

若手社会人を対象として、ライフデザイン講座を実施する。効果的な内容とするため、専門の講師による講座とし、講師は豊富な知見を有する者を選定し、県とあらかじめ協議のうえ、決定すること。

なお、実施に当たっては、若手社会人の年代に沿った内容とし、県とあらかじめ協議のうえ、決定すること。

(ア) 時間

1 講座あたり 90 分から 120 分程度とする。

(イ) 開催方法

対面又はオンライン方式とする。併用も可。

なお、複数の企業の社員が参加できるよう工夫をすること。

(ウ) 参加者の募集

参加者を募集するに当たっては、原則事前申込とし、募集、受付、管理を行うこと。また、チラシの作成や、インターネット等を活用する等、効果的な広報を行うこと。

職種や所在地域が同一の企業を複数集めて合同実施する等、多くの企業（社員）が参加できるよう、開催方法や募集方法について、工夫を行うこと。

(要求水準)

- ・ 講座開催回数 1 回以上

(目標)

- ・ 講座参加人数 30 名以上

イ 大学生、高校生等を対象としたライフデザイン講座の開催

大学生や高校生等を対象として、ライフデザイン講座を実施する。効果的な内容とするため、専門の講師による講座とし、講師は豊富な知見を有する者を選定し、県とあらかじめ協議のうえ、決定すること。

なお、実施に当たっては、開催校や学生の年代に沿った内容とし、県とあらかじめ協議のうえ、決定すること。

(ア) 開催時間

1 講座あたり 90 分から 120 分程度とする。

(イ) 開催方法

対面方式とする。

(ウ) 開催校の選定

開催校の選定については、県で実施する。

(要求水準)

- ・講座開催回数 3回

ウ 効果測定及び結果の取りまとめ・報告

(ア) アンケート等による効果測定

参加者に対し、アンケート等を実施し、参加者の気づきや、講座参加の事前・事後の意識の変化などを確認する内容の効果測定を実施し、結果を取りまとめた上で県に報告すること。なお、アンケート等の内容については、事前に県と協議、調整の上で作成し、受託者の負担により参加者への配布、回収を行うこと。

(イ) 実施結果報告書の作成

次年度以降の参加者の掘り起こしを進めるための啓発資料として活用できるよう、講座の実施結果をとりまとめた報告書を作成すること。

(3) ライフデザインに関する広報等の実施

ア ライフデザインに係る動画の作成

ライフデザインの重要性を広く普及することを目的として、動画を作成すること。動画については、30秒程度の動画を1種類以上作成すること。

なお、講座の様子や参加者の感想を紹介する等、ライフデザインに関し、若者が興味を持ち、身近に感じるような効果的な内容になるよう工夫を行うこと。参加者等を撮影する場合は、プライバシー等に十分配慮し、撮影を行うこと。

イ ライフデザイン普及啓発に係る広報の実施

ライフデザインの普及啓発を図るため、上記アで作成した動画を活用した1ヶ月程度のWeb広報を実施すること。効果的な広報手段については、県と協議の上、決定すること。

5 成果物

次に掲げる成果物を県に提出すること。

(1) ライフデザイン講座に係るアンケート及び報告書

ライフデザイン講座で実施したアンケートについて、各講座実施後、提出すること。

(2) 広報に係る動画の電子データ

(3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 一式

(4) 業務完了報告書 1部

業務完了後10日以内に提出すること。

なお、うち経費等、報告内容の一部について、県から求めがあった場合、速やかに報

告すること。

6 その他

- (1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、県と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、県の指示するところによる。
- (2) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (3) 本業務の実施に伴い、県または第三者に損害を与えた場合は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理し、賠償すること。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は県に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、県に有益な提案を積極的に行うものとする。
- (6) 本業務の実施に係る経費の一切を委託金額に含めること。
- (7) 本事業が完了したときは、県の定める方法により報告書を提出すること。
- (8) 県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (9) 本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- (10) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、県が受託者と協議して決定するものとする。